

板橋区介護保険暫定サービス利用者負担助成要綱

(平成15年5月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が介護保険の被保険者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく要介護認定等の新規申請後に暫定サービス計画等に基づく介護サービス（以下「暫定サービス」という。）を利用した者（以下「暫定サービス利用者」という。）が訪問調査前に死亡した場合または要介護認定・要支援認定等結果通知による在宅で受けられるサービス費用の限度額を超えた場合及び非該当になった場合において、暫定サービス利用者に生じる負担を軽減するために、区が保険給付に相当する助成を行なうことにより、暫定サービスの円滑な提供と利用を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この助成の対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 新規の要介護認定等申請者
- (2) 暫定サービスを利用した者で介護保険法第27条第2項に基づく訪問調査前に死亡した者（以下「死亡した者」という。）の相続人代表者または暫定サービスを利用した者で要介護認定・要支援認定等結果通知により在宅で受けられるサービス費用の限度額を超えた者及び非該当の者（以下「限度額を超えた者等」という。）
- (3) 住民税本人非課税の者
- (4) 支払方法の変更又は保険給付の一時差止の給付制限を受けていない者及び生活保護を受けていない者

(助成対象サービス)

第3条 介護保険法に基づくサービスとする。

(助成対象期間)

第4条 この助成の対象となる期間は、死亡した者については(1)に掲げる期間、限度額を超えた者等については(2)に掲げる期間とする。

- (1) 法第27条第1項の規定に基づく要介護認定申請又は法第32条第1項の規定に基づく要支援認定申請をしてから当該申請に係る被保険者が死亡するまでの期間
- (2) 法第27条第1項の規定に基づく要介護認定申請又は法第32条の第1項の規定に基づく要支援認定申請をしてから当該申請に係る被保険者の要介護又は要支援認定結果通知日の翌々日までの期間

(助成の範囲)

第5条 区長は、助成を必要と認める暫定サービスについて、その保険給付分に相当する費用を、暫定サービス利用者負担助成費として、つぎの各号のとおり支給する。

- (1) 死亡した者に対しては、要介護5の支給限度を上限とし、適正な暫定サービス計画に基づくサービス利用で給付対象とならない暫定サービス費用額について介護保険法の給付に準じた割合を助成する。

- (2) 限度額を超えた者等に対しては、法第27条第2項又は法第32条第2項に基づく訪問調査結果を基に行われる一次判定の要介護状態区分の限度額以内のサービスの暫定利用について、要介護認定・要支援認定等結果通知書による要介護状態区分が下がった場合及び非該当になった場合、一次判定の要介護状態区分の支給限度を上限として要介護認定・要支援認定等結果通知による要介護状態区分を超える暫定サービス費用額について介護保険法の給付に準じた割合を助成する。
- (3) この助成事業と生活支援ヘルパーの派遣期間との併用はしない。
- (4) この助成事業対象範囲は、各介護保険サービス給付要件に該当するものであること。
- (5) 第2号被保険者については、医師の意見書において特定疾病名の記入がある者について助成する。

(助成の条件)

第6条 助成費の支給を受けようとする対象者は、暫定サービスの利用にあたり次の要件を満たさなければならない。

- (1) 暫定サービスの利用が暫定サービス計画に基づいたものであること。ただし、居宅介護及び介護予防住宅改修並びに居宅介護及び介護予防福祉用具の購入にあたってはこの限りではない。
- (2) 居宅介護及び介護予防住宅改修費にあつては、住宅改修工事前の申請及び住宅改修の着工日が暫定利用期間内であること。
- (3) 居宅介護及び介護予防福祉用具購入費にあつては、福祉用具の購入日が暫定利用期間内であること。
- (4) 暫定サービス利用者又は相続人代表者は、暫定サービス費用全額について、サービス提供事業者への支払を済ませ、領収証を受領していること。
- (5) 暫定利用期間中に、法第27条第2項の規定による区の調査もしくは同条第3項の規定による主治の医師の意見を区が求めることへの協力を不当に拒み、または同項ただし書の規定による診断命令に従わないことがないこと。

(助成の手続)

第7条 死亡した者の相続人代表者は、板橋区暫定サービス利用者負担助成費支給申請書(1)(第1号様式)及び相続人代表者届出書兼申立書(申請及び受領用)(第2号様式)を、第2条第2号後段の対象者は、板橋区暫定サービス利用者負担助成費支給申請書(2)(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 居宅サービス費用額の助成については、前条第4号の領収書、事業所が交付したサービス提供証明書、居宅介護支援費及び介護予防支援費の支給申請があるときは、居宅介護支援及び介護予防支援費提供証明書、サービス利用票、サービス利用票別表等の書類の写し及び区長が必要と認めたもの。
- (2) 居宅介護及び介護予防住宅改修費の助成については、前条第4号の領収書、事業者が作成した住宅改修理由書、住宅改修完了確認書、住宅改修承諾書及び区長が必要と認めたもの。

(3) 居宅介護及び介護予防福祉用具購入費の助成については、前条第4号の領収書、当該申請に係る福祉用具のパンフレット及び区長が必要と認めたもの。

3 前2項の申請は、死亡した者については死亡した日から、限度額を超えた者等については要介護又は要支援認定結果を知った日から1年以内に行なわなければならない。

4 区長は第1項及び第2項の規定による申請に対し、介護保険暫定サービス利用者負担助成費の支給の可否を決定したときは、介護保険暫定サービス利用者負担助成費支給（不支給）決定通知書（第4号様式）により当該申請をした対象者に通知し、速やかに支給するものとする。

(助成費の返還)

第8条 区長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者があるときは、その返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行し、平成15年4月1日以降の新規の要介護認定等の申請から適用を開始する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

板橋区暫定サービス利用者負担助成費支給申請書（1）

| | | | | | | |
|---|------------------------------|--------------|-----|------|----------------|-----------|
| 被保険者 | フリガナ | | | | 被保険者番号 | |
| | 氏名 | | | | 要介護認定申請日 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | | 死亡年月日 | |
| | 暫定サービス計画上の要介護状態区分 | 要介護（ ）要支援（ ） | | | 暫定利用期間 | |
| | 住所 | | | | | |
| 助成対象サービス | ・ 居宅介護住宅改修 ・ 介護予防住宅改修 | 改修の内容 | 着工日 | 完成日 | 回収費用 | |
| | | | 年 月 | 年 月 | A 円 | |
| | ・ 居宅介護福祉用具購入 ・ 介護予防福祉容疑購入 | 福祉用具名 | 購入日 | 購入理由 | 購入金額 | |
| | | | 年 月 | | 円 | |
| | | | 年 月 | | 円 | |
| | | | | | B 福祉容疑購入費用 合計 | |
| | 暫定利用サービスを ご記入ください | 月分 | | | | 暫定サービス費用額 |
| 月分 | | | | | 暫定サービス費用額 | |
| | | | | | C 暫定サービス費用額 合計 | |
| 金額合計 | | A + B + C | | | | 円 |
| <p>（あて先）東京都板橋区長</p> <p>上記のとおり、関係書類を添えて暫定サービス利用者負担助成費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>相続人代表者</p> <p>〒</p> <p>住所</p> <p>電話番号（ ）</p> <p>氏名 印</p> | | | | | | |

※相続人代表者届出書兼申立書も合わせてご提出ください。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 事務処理欄 | 住民税本人非課税 ・ 生保無 ・ 生活支援ヘルパー無 ・ 給付制限等 |
|-------|------------------------------------|

相続人代表者届出書兼申立書

介護用

（支給申請、請求及び受領用）

捨印

年 月 日

宛先 東京都板橋区長

相続人代表者 郵便番号 〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____ (_____)
被保険者（亡くなった方）との続柄 _____

下記の被保険者に係る介護（介護予防）サービス費及び返還金等について、その他相続人の同意のもと私が相続人代表者として支給申請、請求及び受領することを申し立てます。

なお、本申立に関して問題が生じた場合は、私が責任を持って処理し、貴団体に迷惑をかけることを申し添えます。

被保険者の氏名等（亡くなった方）

| | | | |
|-------------|--|-------------|-------|
| 住所 | | | |
| フリガナ | | 被保険者 番 号 | |
| 被保険者 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |

宛先 東京都後期高齢者医療広域連合長

また、上記被保険者に係る後期高齢者医療制度の高額療養費、高額介護合算療養費〔高額医療合算介護（介護予防）サービス費〕、療養費、一部負担金差額、食事療養差額、後期高齢者医療保険料過誤納還付金等について支給申請、請求及び受領する場合に、本「相続人代表者届出書兼申立書」を利用することに同意します。（被保険者が後期高齢者医療制度に加入していた場合）

相続人代表者 氏名 _____ 印 _____

板橋区暫定サービス利用者負担助成費支給申請書（2）

| | | | | |
|---|-----------------------|--|----------|----------------|
| 被保険者 | フリガナ | | 被保険者番号 | |
| | 氏名 | | 要介護認定申請日 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 要介護等認定日 | |
| | 暫定サービス計画上の要介護状態区分 | 要介護（ ）要支援（ ） | 要介護等認定区分 | 要介護（ ）要支援（ ） |
| | 暫定利用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 住所 | 〒 | | |
| 助成対象サービス | 暫定利用サービスを記入ください | 月分 | | 暫定サービス費用額 円 |
| | | 月分 | | 暫定サービス費用額 円 |
| | | | | C 暫定サービス費用額 合計 |
| | 支援費（該当するものを○で囲んでください） | B （要介護・要支援認定結果が自立の方のみ） 居宅介護支援費・介護余剰支援費 | | |
| 金額合計 | A + B + C | | | 円 |
| <p>（あて先）東京都板橋区長</p> <p>上記のとおり、関係書類を添えて暫定サービス利用者負担助成費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>相続人代表者</p> <p>〒</p> <p>住所</p> <p>電話番号（ ）</p> <p>氏名 印</p> | | | | |

※相続人代表者届出書兼申立書も合わせてご提出ください。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 事務処理欄 | 住民税本人非課税 ・ 生保無 ・ 生活支援ヘルパー無 ・ 給付制限等 |
|-------|------------------------------------|

年 月 日

東京都板橋区長

様

坂本 健 印

介護保険 暫定サービス利用者負担助成費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました、介護保険暫定サービス利用者負担助成費支給申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | |
|--------|--|--------|--|

| | | | |
|------------|---------|-------|--|
| 決定年月日 | 年 月 日 | | |
| 決定事項 | | | |
| 1 承認する | 支給決定金額 | ¥ | |
| | 口座払 | 金融機関 | |
| | | 口座種別 | |
| | | 口座番号 | |
| | | 口座名義人 | |
| | | | |
| 2 承認しない | 不承認決定理由 | | |

問い合わせ先

板橋区 健康生きがい部介護保険課給付係

住所 板橋区板橋2-66-1

電話番号 (03) 3579-2356